

○白河市景観条例施行規則

平成23年3月10日規則第6号

改正

平成25年4月1日規則第19号

平成30年3月23日規則第6号

白河市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第6条第3項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項第1号から第4号までに掲げる事項以外の変更
- (2) 法第8条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の変更のうち、次に掲げるものの
 - ア 法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴う用語、条項等の変更
 - イ 景観計画に記載のある地域等の名称の変更に伴う変更
- (3) その他景観計画に定める重要な事項に影響を与えない事項で、市長が特に必要と認めるものの変更

(行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、条例第8条各号に掲げる行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 条例第8条第1号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
 - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 条例第8条第2号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書

ア 堆積しようとする物件に係る敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における堆積しようとする物件の位置（当該物件に係る遮へい物がある場合は、その位置を含む。）を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

エ 堆積しようとする物件（当該物件に係る遮へい物がある場合は、当該遮へい物を含む。）の立面図で縮尺50分の1以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による条例第11条第1号に掲げる事項に変更があつたときの届出は、氏名等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

3 条例第12条第2項の規定による法第16条第1項の規定による届出に係る行為を取りやめたときの届出は、景観計画区域内における行為の廃止届出書（第4号様式）により行うものとする。

(白河市景観審議会への諮問)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が次に掲げるものであるときは、必要に応じ、白河市景観審議会に意見を聴くものとする。

(1) 公益的事業に係る行為で、景観計画に定める基準を超えるもの

(2) 周辺の景観形成に影響があると認められるもの

(3) その他景観の形成に関し慎重かつ専門的な判断が求められるとき

(適用除外行為)

第6条 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 - (2) 福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）第21条第3項（同項第1号及び第15号を除く。）の許可、同条例第31条第1項（同項第1号を除く。）の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為
 - (3) 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
 - (4) 白河市文化財保護条例（平成17年白河市条例第176号）第11条第1項又は第29条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第30条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- (公表)

第7条 条例第14条第1項の規定による公表は、白河市公告式条例（平成17年白河市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(行為の完了の届出)

第8条 条例第17条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（第5号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第6号様式）とする。

(標識)

第10条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、白河市景観重要建造物標識（第7号様式）とする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識は、白河市景観重要樹木標識（第8号様式）とする。

(現状変更の許可の申請)

第11条 法第22条第1項の許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（第9号様式）により行うものとする。

2 法第31条第1項の許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（第10号様式）に

より行うものとする。

(景観まちづくり協定の認定の申請)

第12条 条例第27条第1項の規定により景観まちづくり協定の認定を求めようとする者は、景観まちづくり協定認定申請書(第11号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 景観まちづくり協定書の写し
- (2) 景観まちづくり協定を締結した理由書
- (3) 景観まちづくり協定を締結した区域(以下「区域」という。)を示す図面
- (4) 区域内の土地及び建築物等の所有者(使用する権原を有する者を含む。以下同じ。)の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(景観まちづくり協定の認定の要件)

第13条 条例第27条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 相当規模の一団の土地の区域であること。
- (2) 区域内の土地の所有者及び建築物等の所有者の3分の2以上の同意があること。
- (3) 区域内の土地の3分の2以上の面積の土地所有者の同意があること。

(景観まちづくり協定の変更)

第14条 前2条の規定は、景観まちづくり協定の変更について準用する。この場合において、第12条中「景観まちづくり協定認定申請書」とあるのは、「景観まちづくり協定変更認定申請書」と読み替えるものとする。

(景観形成住民団体の認定の申請等)

第15条 条例第28条第1項の規定による申請は、景観形成住民団体認定申請書(第12号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員の住所及び氏名を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 条例第28条第2項の規定による届出は、景観形成住民団体名称等変更届出書(第13号様式)により行うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(白河市都市景観条例施行規則の廃止)

2 白河市都市景観条例施行規則（平成17年白河市規則第116号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

白河市長

住 所

届出者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (㊦)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所			
行為の着手予定日	年 月 日		
行為の完了予定日	年 月 日		
行為の種類	(1) 建築物の建築等	用途	
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	
	(2) 工作物の建設等	種類	
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	
	(3) 開発行為	目的	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更			
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積			
届出内容に係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号		
備考			
※ 受付日	年 月 日		

(裏)

行為の設計又は は 施行方法	建築物の建築等	届出部分		既存部分		合計			
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m	m	m	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		構造及び階数	造 階建						
			屋 根			外 壁			
		外観の仕上げ材料	()			()			
		色 彩	()			()			
		形態及び意匠							
		敷地の緑化の方法							
				届出部分		既存部分		合計	
		建築物の建設等	築造面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	()m	()m	()m	()m		
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	構造(形態及び意匠を含む。)								
	色 彩	()							
	敷地の緑化の方法								
	開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	面積		のり 法面の高さ及び延長					
		m ²		高さ m 延長 m					
		変更後の土地の形状及び緑化の方法							
	土石の採取又は鉱物の掘採	面積		のり 法面の高さ及び延長					
		m ²		高さ m 延長 m					
		跡地の形状							
		跡地の緑化の方法							
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	種 別		面積		高さ			
				m ²		m			
		堆積の方法							
		遮へいの方法							
	その他参考となる事項(景観形成上配慮した事項等)								

備考

- 1 行為の種類に応じた景観法施行規則第1条第2項各号、白河市景観条例第10条各号及び白河市景観条例施行規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に工事等に着手する日をいう。
- 3 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途(例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等)、工作物の建設等にあつては工作物の種類(例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等)を記入すること。
- 4 「届出内容に係る照会先」の欄には、届出者以外の者(設計者、施行者等)へ照会を希望する場合に記入すること。
- 5 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 6 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 8 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 9 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル、ガラス等)
- 10 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値(表色系)を記入すること。(例 濃い茶色(5 Y R 3 / 3)、薄い灰色(N 8)、淡い緑色(1 0 G 6 / 2)等)
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面サイン又は外壁サインを含む。)にその色調及びマンセル値(表色系)を明示すること。
- 11 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の()内には、既存部分の状況を記入すること。
- 12 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の()内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 13 「その他参考となる事項」の欄には、景観形成上配慮した事項等について次のように記入すること。
例 ・ 背景となる山並みに溶け込む色彩とし、建築物の高さを周囲の樹木の高さより低く抑えた。
・ 周囲の自然景観との調和を保つため、木竹の伐採は極力避け、さらに、建築物の周囲には、植栽を施した。
- 14 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。
- 15 ※印の欄は、記入しないこと。

付表 1

建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋根	外壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色彩	()	()	
形態及び意匠				
建築物の建築等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋根	外壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色彩	()	()	
形態及び意匠				
建築物の建築等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋根	外壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色彩	()	()	
形態及び意匠				
建築物の建築等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋根	外壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色彩	()	()	
形態及び意匠				
建築物の建築等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋根	外壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色彩	()	()	
形態及び意匠				

付表2

工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色	彩 ()			
工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色	彩 ()			
工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色	彩 ()			
工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色	彩 ()			
工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色	彩 ()			
工作物の建設等 (名称:)		届出部分	既存部分	合計
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	()m	()m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造(形態及び意匠を含む。)			
色	彩 ()			

第2号様式 (第4条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

白河市長

住 所

届出者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の場所		
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	
変更内容	変 更 前	変 更 後
行為の設計又は 施行方法		
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 景観計画区域内における行為の届出に係る添付図書に準じて、当該行為の変更の内容を示す図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。

第3号様式 (第4条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

白河市長

住 所

届出者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

白河市景観条例第12条第2項の規定により、氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の場所		
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の ^た 堆積	
変更内容	変 更 前	変 更 後
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。

第4号様式（第4条関係）

景観計画区域内における行為の廃止届出書

年 月 日

白河市長

住 所
届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

白河市景観条例第12条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の廃止について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の場所		
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <small>たい</small>	
行為の廃止日	年 月 日	
廃止の理由		
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- ※の欄は、記入しないこと。

第5号様式（第8条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

白河市長

住 所

届出者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

白河市景観条例第17条の規定により、景観計画区域内における行為の完了について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の場所		
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	
行為の完了日	年 月 日	
備 考		
※ 受付日	年 月 日	

備考

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。

第6号様式 (第9条関係)

(表)

身 分 証 明 書

第 号



所 属

氏 名

上記の者は、景観法(平成16年法律第110号)第17条第6項の規定により原状回復等を行おうとする者又は同条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする者であることを証明する。

年 月 日交付

白河市長

印

(裏)

景観法(抄)

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考

1 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横5.5センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとする。

第7号様式 (第10条関係)

白河市景観重要建造物標識	
名 称	
所 在 地	
指定年月日	
指 定 番 号	
指 定 理 由	

備考 標識の大きさは、縦４０センチメートル以上、横５０センチメートル以上とする。

第８号様式（第10条関係）

白河市景観重要樹木標識	
樹 種	
所 在 地	
指定年月日	
指 定 番 号	
指 定 理 由	

備考 標識の大きさは、縦４０センチメートル以上、横５０センチメートル以上とする。

第９号様式（第11条関係）

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

白河市長

住 所

申請者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観重要建造物の増築等の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
行 為 の 種 類	ア 増築 イ 改築 ウ 移転 エ 除却 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
行 為 の 場 所	
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日
行為の設計又は 施行方法	

備考

- 1 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する記号を○で囲むこと。

第10号様式 (第11条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

白河市長

住 所

申請者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観重要樹木の伐採又は移植の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
指 定 の 年 月 日	年 月 日
行 為 の 種 類	ア 伐採 イ 移植
行 為 の 場 所	
行 為 の 着 手 予 定 日	年 月 日
行 為 の 完 了 予 定 日	年 月 日
行 為 の 施 行 方 法	

備考

- 1 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する記号を○で囲むこと。

第11号様式 (第12条関係)

景観まちづくり協定（変更）認定申請書

年 月 日

白河市長

住 所
 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (印)
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

白河市景観条例第27条第1項の規定により、景観まちづくり協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称			
協定区域 (地名)			
協定者数		協定区域内の土地所有者 及び建築物等の 所有者総数	
区域内同意面積	m ²	区域内全面積	m ²
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※ 受付日	年 月 日		

備考

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 景観まちづくり協定書の写し
 - (2) 景観まちづくり協定を締結した理由書
 - (3) 景観まちづくり協定を締結した区域を示す図面
 - (4) 区域内の土地及び建築物等の所有者の同意書
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 変更の届出の場合は変更後の内容を記入し、その下に変更前の内容を()書で記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第12号様式 (第15条関係)

景観形成住民団体認定申請書

年 月 日

白河市長

団体の名称

代表者の住所又は事務所の所在地

電話番号

代表者の氏名



白河市景観条例第28条第1項の規定により、景観形成住民団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の設立の目的	
現に行っている良好な景観の形成の促進のための活動の内容	
※ 受付日	年 月 日

備考

- 次の書類を添付すること。
 - 規約
 - 構成員の住所及び氏名を記載した書類
 - (1)及び(2)に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- ※印の欄は、記入しないこと。

第13号様式（第15条関係）

景観形成住民団体名称等変更届出書

年 月 日

白河市長

団体の名称

代表者の住所又は事務所の所在地

電話番号

代表者の氏名



白河市景観条例第28条第2項の規定により、景観形成住民団体の名称等の変更について、次のとおり届け出ます。

変更しようとする内容	変更前	変更後
名 称		
住所又は事務所の所在地		
※受付日	年 月 日	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。